平成29年

3月分から

4月納付分)

9.69%

11. 34%

《参考》

平成28年

9月分から

(10月納付分)

9.79%

3 7 %

」すど

協会けんぽ」平成二十九年度の 保険料率の確定について

険料率が確定しましたのでお知らせの平成二十九年度の都道府県単位保 全国健康保険協会「協会けんぽ」

中小企業等経営強化法のご紹介

事業分野別指針の策定や、 の軽減や金融支援等との特例措置を 業・小規模事業者等への固定資産税 規定した法律です。 対象として、各事業所管大臣による 企業・小規模事業者・中堅企業等を 中小企業等経営強化法とは、 中小企 中小

11.

事業分野の特性に応じた 経営力向上のための指針の策定

うべき経営力向上のための取組 成等)について示した「事業分 (顧客データの分析、 事業所管大臣は、事業者が行 財務管理の高度化、 を策定します。 I T の 活 人材育

※中小企業庁ホームページにおいて 公開されています。

変更時期

介護保険第2号被保険

者に該当しない場合

介護保険第2号被保険 者に該当する場合

(40 歳以上 65 歳未満)

る経営力向上のための取組の支援 中小企業・小規模事業者等によ

第201号 小須戸 商工会



利融資、 機械及び装置の固定資産税の軽減 す。計画の認定を受けた事業者は、 内容などを記載した、事業計 の経営力を向上させるための取組 ントの向上や設備投資等、 (「経営力向上計画」) (資本金 八材育成、 中小企業・小規模事業者等は 三年間半減) や金融支援等 債務保証等) コスト管理のマネジメ 億円以下の会社等を対 を作成しま の特例措置 事業者 低 画

②認定経営革新等

支援機関による支援

ています。 商工会でも計画策定の支援を行っ 認定経営革新等支援機関として、

③手続きについて

による送付も可能となっています。 申請書類は実質二枚です。 郵送

①経営力向上計画の

認定及び支援措置

を受けることができます。

中小企業等経営強化法の 制度拡大に関するセミナー開催

ている方はぜひご参加ください。 九年四月より制度が拡大されます。 日時 経営力向上計画の策定を検討され 中小企業等経営強化法は平成二十

内容

平成二十九年三月十七日

午後一時三十分~三時

中小企業等経営強化法

制度拡大につい 7

が拡大 固定資産税の軽減措置の対象設備

の特別償却・税額控除) 「中小企業経営強化税制」 が創設 (法人税

会場

万代島ビル (新潟市中央区万代島五 -+ 階 会議室

【参加費】 一無料

【定員】 百名

(申込み)

お問合せ下さい 商工会に申込書がございますの

※主な改正点

「労働保険」年度更新手続きの し 準備を !

前年度保険料の確定精算と次年度概 算保険料算定のための手続きとして をされている会員事業所にあっては 「年度更新」が必要です。 商工会に 「労働保険」 の事務委託

ととなります。 た元請工事金額に基づいて算定し、 災保険にあっては、 月から翌年三月までの一年間に従業 保険料を精算・納付していただくこ 員に支払った給料額や建設業等の労 労働保険の保険料計算は、 同期間に完了し 毎年四

お願いいたします。 関係書類(従業員給料の賃金台帳や 工事の請負契約書等)の作成・整備を 今月末が年度末となりますので、

の申告手続きに関する書類について なお、「年度更新」のための保険料 月末に商工会より送付いたしま

労働条件の確認を

てみませんか

労務管理等の知識不足によるトラブ 厚生労働省では、事業場における

> 対する労働関係法令等の周知にかか 件」を開設しましたのでご案内しま 事業主が労務管理や安全衛生管理上 る取組みを強化しています。この度、 れるサイト「スタートアップ労働条 のポイントについて、診断を受けら ルの発生を防止するため、 使用者に

【概要】

れます。 模等の必要な情報を入力し、 回答することにより、 生管理診断サイトです。事業場の規 事業者のための労務管理・安全衛 診断を受けら 設問に

【ホームページ】

していただくと、ご覧いただけます。 「スタートアップ労働条件」と検索

まもなく平成二十八年分 確定申告・納付期限です

ない方はお急ぎください。 告・納付期限となります。 まもなく所得税・消費税の確定申 お済みで

所得税

※振替納税ご利用の場合、 個人事業者の消費税・地方消費税 平成二十九年三月三十一日(金) 平成二十九年三月十五日(水) 所得税の

税・地方消費税の振替日は四月二 振替日は四月二十日(木)、 十五日(火)です。

無料法律相談

開催のお知らせ

関らず、どのようなことでも相談に 応じますのでご活用ください。 記のとおり開催いたします。商売に 弁護士による無料法律相談会を左

日時

平成二十九年四月四日(火 午前十時~十二時まで

【相談員】 板垣 ※一組三十分まで 剛 弁護士

【会場】小須戸商工会館

で商工会までお申し込みください。 相談には事前の予約が必要ですの

(公財)新潟市産業振興財団の 各種補助金のご案内(予告)

紹介いたします。 紙面の都合上、一部となりますがご が開始される各種補助金について、 支援事業を行っています。 ますのでホームページ等でご確認く ては予告なく変更される場合があり (通称:新潟―PC財団) 公益財団法人新潟市産業振興財団 なお、内容につい 今後募集 では各種

【技術開発補助金】

消費

ど、自社の利益に結び付く研究・技 術開発に最大五十万円補助します 上、新事業への展開、 (補助率三分の二)。 自社製品の生産性強化や品質の向 新製品開発な

(月) から平成二十九年四月二十八 募集期間は平成二十九年四月三 (金) まで。 日

【新販路開拓ツール活用補助金】

三分の二)。 に最大二十万円補助します ーションツールを活用した販促活動 たな販路を開拓するために、 自社製品または自社サービスの新 (補助率 プロモ

日 (金) まで。 (月) から平成二十九年四月二十八 募集期間は平成二十九年四月三日

【お申し込み・お問い合わせ先】

(公財) 新潟市産業振興財団 ビジネス支援センター

メール:info@niigata-ipc.or.jp 八六六番地 新潟市中央区西堀通六番町 T951-8061 電話:〇二五 - 二二六 - 〇五五〇 N E X T 21

http://niigata-ipc.or.jp/

ホームページ